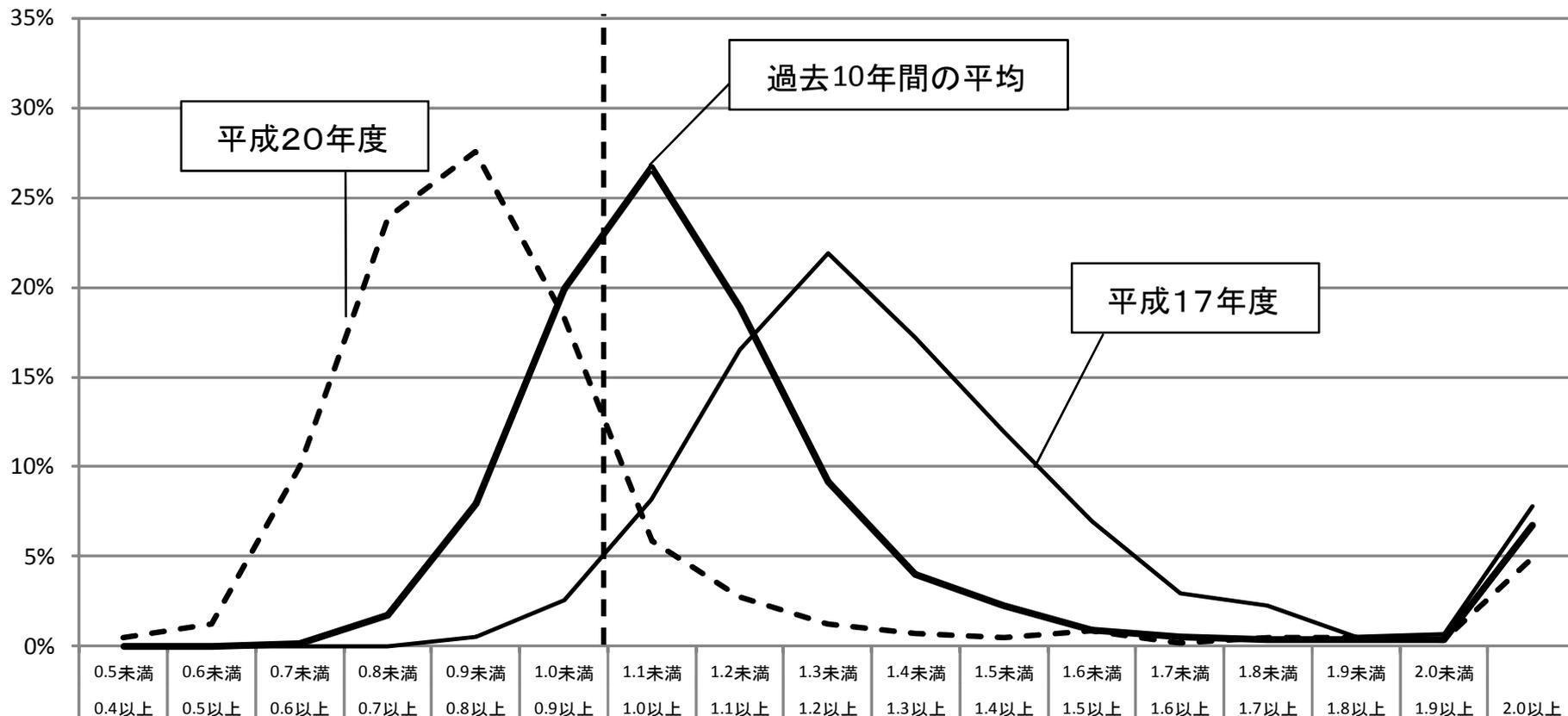


# 論点3「厚生年金基金制度等の在り方」 追加資料

## 最低責任準備金に対する積立状況の推移(平成13年～平成22年) (現存の577基金の積立状況)

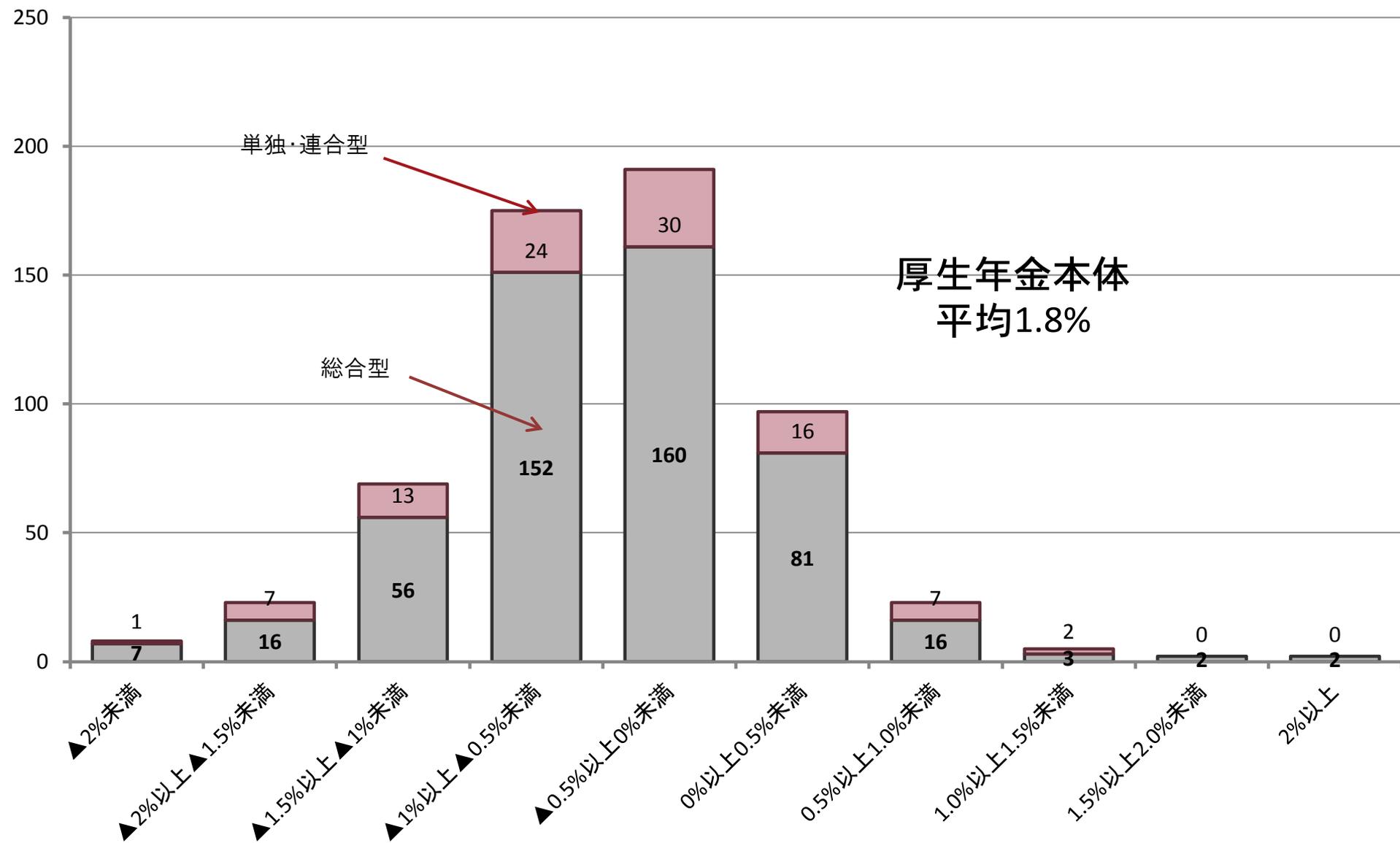


積立水準 (純資産額/ 最低責任準備金)	0.4以上	0.5以上	0.6以上	0.7以上	0.8以上	0.9以上	1.0以上	1.1以上	1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上	1.6以上	1.7以上	1.8以上	1.9以上	2.0以上
	0.5未満	0.6未満	0.7未満	0.8未満	0.9未満	1.0未満	1.1未満	1.2未満	1.3未満	1.4未満	1.5未満	1.6未満	1.7未満	1.8未満	1.9未満	2.0未満	
平成17年度	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (1%)	15 (3%)	47 (8%)	95 (16%)	126 (22%)	99 (17%)	69 (12%)	40 (7%)	17 (3%)	13 (2%)	3 (1%)	4 (1%)	45 (8%)
平成20年度	3 (1%)	7 (1%)	58 (10%)	138 (24%)	159 (28%)	106 (18%)	34 (6%)	16 (3%)	7 (1%)	4 (1%)	3 (1%)	5 (1%)	1 (0%)	3 (1%)	3 (1%)	2 (0%)	28 (5%)
過去10年間の平均	0 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	10 (2%)	46 (8%)	115 (20%)	154 (27%)	109 (19%)	53 (9%)	23 (4%)	13 (2%)	5 (1%)	3 (1%)	2 (0%)	2 (0%)	2 (0%)	39 (7%)

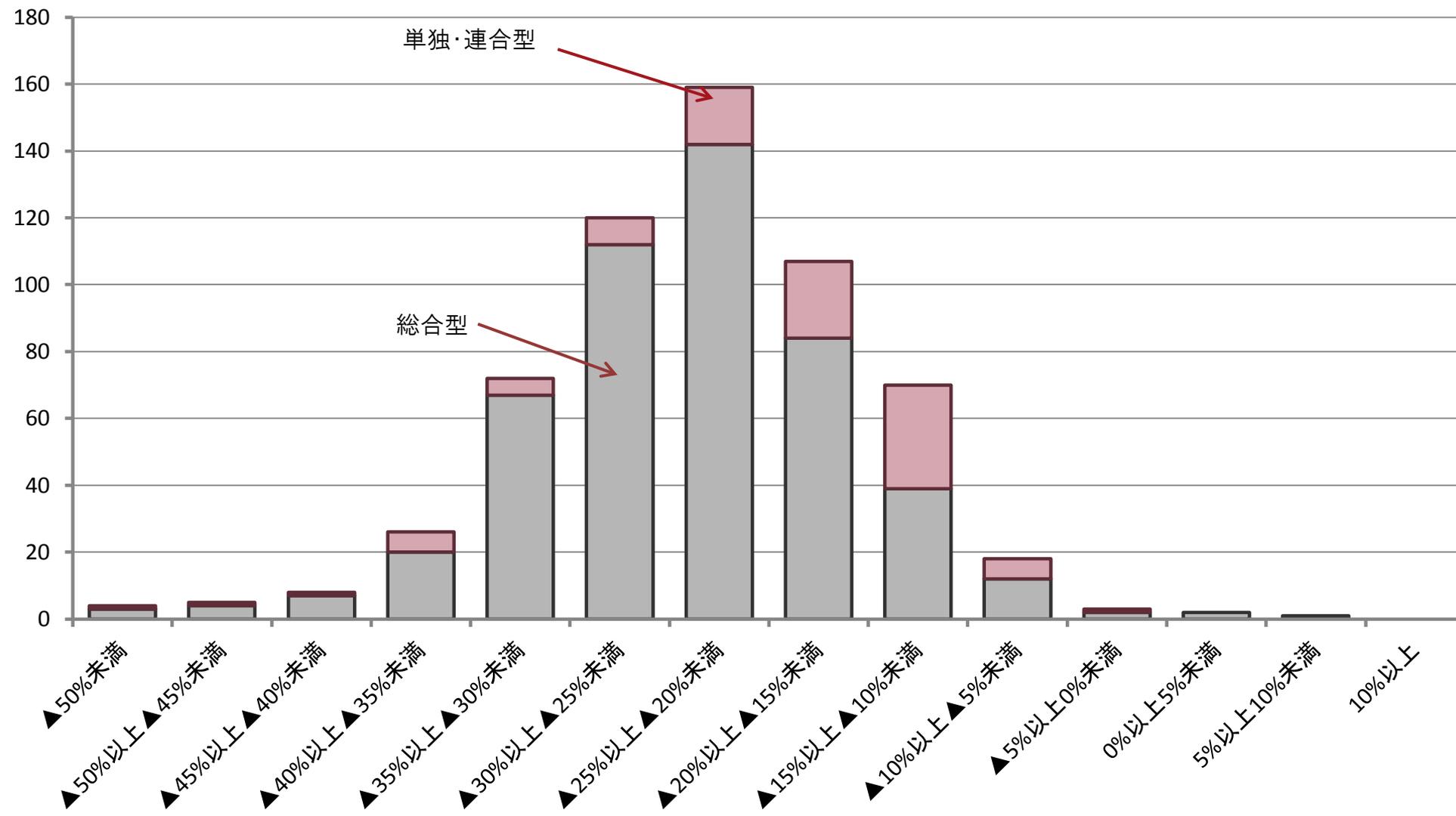
※ 厚生労働省調べ

※ 過去10年間の平均については、基金別に、過去10年間の各年度の積立水準を単純平均したものである。

厚生年金基金の平均運用利回り  
＜時間加重収益率(簡便法)・平成11年10月～平成23年3月＞



## 代行部分の利差損の分布 (平成11年10月～平成23年3月)



(※) 代行部分の利差損(平成11年10月～平成23年3月) = 
$$\frac{A \text{ について、運用利回りを各基金の運用利回りに置き換えて計算した額}}{\text{平成22年度末の最低責任準備金(厚生年金本体の運用利回り)} = A}$$

# 厚生年金と厚生年金基金の関係(特例解散した場合)

## 厚生年金基金

加入員:450万人

事業所数:約11万事業所

このうち、  
300人未満の事業所  
→約10万事業所(約99%)  
(※2)

## <基金>

積立金

積立不足  
(=代行割れ)

納付

基金の加入事業所

A事業所  
B事業所  
C事業所  
....

移管

分割  
納付

## <厚年特会>

積立金

代行部分  
の給付

基金の加入者  
受給者

## 厚生年金本体

被保険者:約3,400万人

事業所数:約175万事業所

このうち、  
300人未満の事業所  
→約173万事業所(約99%)

企業年金を実施している事業所  
67万事業所(約38%)(※1)

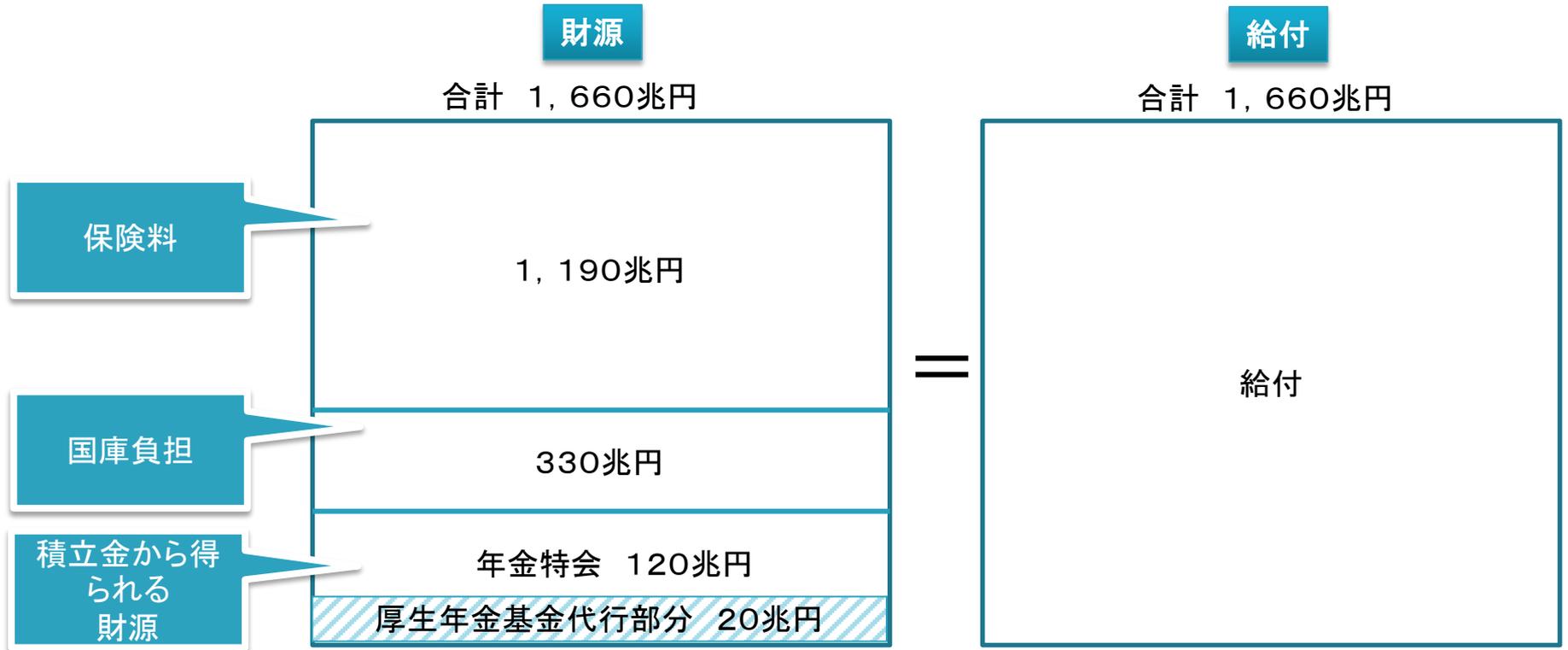
企業年金を実施していない事業所  
108万事業所(約62%)(※1)

仮に、分割納付中の全ての事業所が倒産した場合、不足分は厚生年金特別会計が負担することとなる。

(※1) 企業年金を実施している事業所の割合(約38%)は、常用労働者が30人以上の民営企業のうち企業年金を実施している企業の割合(厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」)。企業年金を実施していない事業所の割合(約62%)も同様。

(※2) 厚生年金基金の全事業所数11万に、厚生年金の事業所数(175万)に占める300人未満の厚生年金の事業所数(173万)の割合(99%)を単純に乗じて得た値。

# 厚生年金の財政構造 ー平成21年財政検証ー



## ＜厚生年金基金との関係＞

- 基金が解散した場合、代行部分の最終的な給付責任は厚生年金本体が負う。
- このため、基金は代行部分の給付に見合う積立金(＝最低責任準備金)を移管する必要がある。
- 厚生年金の財政の均衡は、基金の代行部分を含めて計算されているため、代行割れのままの不能欠損が生じると厚生年金本体の財政に影響を与える。

(※) 数値は平成21年財政検証ベース

(※) 厚生年金は世代間扶養の考え方である賦課方式を基本として運営している。

上記は、今後、概ね100年間にわたり均衡している厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したものの。

## 厚生年金基金に加入する非正規労働者について(推計)

### ○厚生年金基金の加入員である非正規労働者 約23万人

(※)加算型厚生年金基金の加算非適用加入員約21万人を、加算型厚生年金基金の厚生年金基金全体に対する割合(91%)で割り戻したものの。

(参考)

○非正規労働者 1756万人(100.0%)

(※)「労働力調査」(総務省、2010年)による。

うち厚生年金保険制度加入者 51.0%(895万人)

(※)「就労形態の多様化に関する総合実態調査」(厚生労働省、2010年)による。

これらの者の企業年金への加入・非加入の別は不明。

## 加入者数規模別確定給付企業年金数

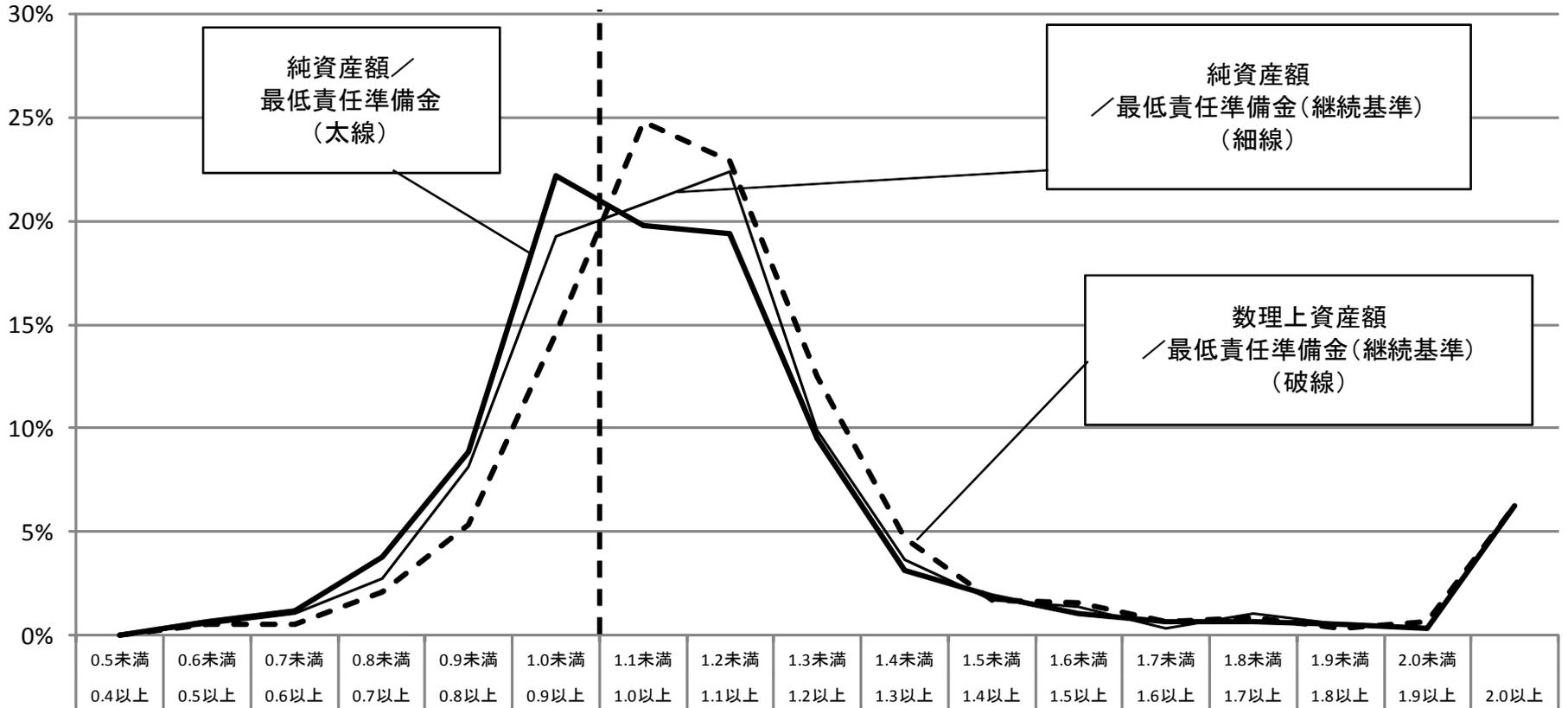
加入者数規模		計		基金型		規約型	
(人以上)	(人未満)						
1	30	207	( 3%)	0	( 0%)	207	( 3%)
30	100	1,754	(23%)	0	( 0%)	1,754	(25%)
100	300	3,037	(40%)	1	( 0%)	3,036	(43%)
300	1,000	1,646	(22%)	116	(20%)	1,530	(22%)
1,000		978	(13%)	454	(80%)	524	( 7%)
規模計		7,622	(100%)	571	(100%)	7,051	(100%)

※ 厚生労働省調べ

※ 平成22年4月から平成23年3月までに決算を行い提出のあったものを基とした概算値である。

# ＜小野委員からお求めがあった資料＞

## 平成22年度における最低責任準備金に対する積立状況(現存している577基金の積立状況)



積立水準	0.4以上	0.5以上	0.6以上	0.7以上	0.8以上	0.9以上	1.0以上	1.1以上	1.2以上	1.3以上	1.4以上	1.5以上	1.6以上	1.7以上	1.8以上	1.9以上	2.0以上
	0.5未満	0.6未満	0.7未満	0.8未満	0.9未満	1.0未満	1.1未満	1.2未満	1.3未満	1.4未満	1.5未満	1.6未満	1.7未満	1.8未満	1.9未満	2.0未満	
純資産額 / 最低責任準備金	0 (0%)	4 (1%)	7 (1%)	22 (4%)	51 (9%)	128 (22%)	114 (20%)	112 (19%)	55 (10%)	18 (3%)	11 (2%)	6 (1%)	4 (1%)	4 (1%)	3 (1%)	2 (0%)	36 (6%)
純資産額 / 最低責任準備金 (継続基準)	0 (0%)	3 (1%)	6 (1%)	16 (3%)	47 (8%)	111 (19%)	120 (21%)	129 (22%)	57 (10%)	21 (4%)	10 (2%)	8 (1%)	2 (0%)	6 (1%)	3 (1%)	2 (0%)	36 (6%)
数理上資産額 / 最低責任準備金 (継続基準)	0 (0%)	3 (1%)	3 (1%)	12 (2%)	31 (5%)	84 (15%)	143 (25%)	132 (23%)	72 (12%)	27 (5%)	10 (2%)	9 (2%)	4 (1%)	5 (1%)	2 (0%)	4 (1%)	36 (6%)

※ 厚生労働省調べ

※ 最低責任準備金(継続基準)とは、最低責任準備金について期ずれ(算定に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ)の解消を行ったもの。

※ 数理上資産額とは、純資産額に数理的評価(時価の変動を平滑して評価)による調整を行ったもの。